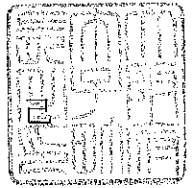


太総第215号
平成29年3月27日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一 様
連合大阪河内地域協議会
議長 中谷 広孝 様
連合大阪南河内地区協議会
議長 東尾 勝 様

太子町長 浅野 克



2017（平成29）年度 自治体政策・制度予算に対する
要請について（回答）

2016年9月28日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答いた
します。

お問い合わせ
太子町 総務部 総務政策課(小路)
TEL : 0721-98-0300
E-mail:soumu@town.taishi.osaka.jp

1. 雇用・労働・WLB施策

(1) 雇用・就労対策の充実・強化について (★)

<継続>

大阪府域の就労支援拠点の充実に向けて、大阪府（OSAKAしごとフィールド）、堺地区（JOBステーション）、吹田地区（JOBナビ）に加えて、河内・北河内地域に拠点の増設をはかり、府域全体で就労支援事業を強化すること。

【回答】

大阪府や関係機関と連携して就労支援事業の強化に取り組んでまいります。

<新規>

(2) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「**Uターン**」などを推進されるが、特に若年層の定着支援と魅力ある中小企業の発見・情報発信事業の充実をはかり、業績評価指標で事業を検証すること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として処遇改善助成金等を検討すること。

【回答】

地方創生交付金事業には取り組んでいるところですが、若年層及び中小企業等の支援、介護・福祉分野への支援施策は今後の課題と考えています。

<継続>

(3) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成に向けて、経済産業省の補助事業で改善活動の指導者養成機関となる「**カレッジスクール**」の設置や高度な技能をもった「**ものづくりマイスター**」を養成すること。また、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を広く行うとともに、民間企業の最新設備を活用した実習プログラムの導入など、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

【回答】

大阪府や関係機関と連携して基幹人材の育成に取り組んでまいります。

<継続>

(4) 地域就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、地域就労支援センターで実施しているが、取り組みに温度差が生じている。市町村の事業実績を検証するとともに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、好事例等の共有をはかり、地域就労支援事業を強化すること。また、「**地域労働ネットワーク**」の社会資源

を積極的に活用し、地域における労働課題を集約するとともに、多様な構成団体が、中小企業・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援ならびにネットワーク事業を拡充すること。

【回答】

本町では近隣市町村と連携し地域就労支援事業に取り組んでいるところですが、今後とも地域労働ネットワークの活用など連携を強化してまいります。

<新規>

(5) 若者支援について

中卒者、高校・大学中退者、ひきこもり、心身の不調を抱える若者などに関して、地域での居場所の確保を含め、就労に至るまでの支援ができるしくみを構築すること。

また、若者が将来を見通しながら安心して社会に踏み出し、自立生活を送れるよう、自治体としての若者支援構想をつくり施策展開をはかること。

【回答】

若者支援については、本町の課題と考えています。今後も、大阪府や関係機関と連携し就労支援対策に取り組んでまいります。

<継続>

(6) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、就労準備や就労訓練の支援メニュー利用が少なく、生活・暮らし相談が中心となっている。相談初期におけるアセスメントの強化と重層的な相談体制の構築に向けて、支援員を適正に配置すること。また、出口支援となる就労訓練事業への予算措置をはかり、生活困窮者自立支援事業の推進体制を強化すること。

【回答】

支援員については担当課に配置していますが、今後も継続的な配置に努めてまいります。

<継続>

(7) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

改正をむかえた各種労働法制については、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化と併せて、労働相談体制の充実をはかること。

【回答】

労働法制の周知に努めます。

<継続>

(8) いわゆる「ブラック企業」対策について

長時間労働の強要や残業代カットなど過酷な労働条件で働かせる企業、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局で連携をはかり、若年就業者だけでなく、新規開業企業経営者にも雇用労働相談センター等を活用し、労務管理を含めたワークルール指導を行うこと。また、悪質な企業には府独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳しい対策を講じること。

【回答】

大阪労働局など関係機関と連携し、対策に取り組んでまいります。

<継続>

(9) 仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について (★)

女性の活躍推進については、各団体が連携した取り組みを行っているが、女性の就業継続に向けたスキルアップや再就業支援施策の充実をはかること。尚、女性活躍推進法に基づき各自治体に策定を義務付けられた特定事業主行動計画が、実効あるとりくみになるよう努めること。また、大阪の女性就業率は、「男女の役割分担意識の強さ」が影響し、全国平均よりも低くなっていることが考えられる。仕事と生活の調和推進に向けて、延長された改正育児・介護休業法等の取り組みを一層進めるとともに、特に男性の意識改革に向けた施策の充実をはかること。

【回答】

女性の活躍推進について、今後とも取り組むとともに、男性の意識改革においても施策の充実を図ってまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

<継続>

(1) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について

訪日外国人観光客を受け入れる環境の充実に向けて、案内所の増設および案内員の増員、外国人向け府域 Wi-Fi の環境整備、QRコードやICTを活用した多言語情報提供案内の普及促進をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備など、大阪府や経済団体と連携を密にし「国際都市大阪」に向けた施策を拡充すること。併せて外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

【回答】

外国人観光客の受け入れ体制の充実は本町の課題と認識しています。今後とも、関係機関と連携し、マナー向上についての啓発に取り組んでまいります。

(2) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり総合支援拠点の充実について

MOBIO (ものづくりビジネスセンター大阪) との連携で、技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成など、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

【回答】

今後とも、ものづくりビジネスセンター大阪など、関係機関と連携した、取り組みを進めてまいります。

<新規>

②TPPにおける**完全累積制度**の活用支援について

TPPの2018年4月発効に向けて、地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう、関係団体と連携を図り、きめの細かな支援体制を構築すること。

【回答】

関係団体と連携し、支援体制を構築してまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【回答】

中小・地場企業への融資制度の拡充などの支援は、本町の課題であると認識しています。

<新規>

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。

【回答】

大阪労働局や大阪府と連携を強化し、効果的な支援施策に取り組んでまいります。

<継続>

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府内 18 市にとどまっていることから、未導入の自治体は拡充に向けて積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

【回答】

総合評価入札制度の効果や成果を検証し、町が実施できる対象事業など制度の導入に向けた検討に取り組みます。

また、公契約条例については、労働基準法をはじめとする各種法令を遵守することを基本とし、今後の国や府などの動向を注視しながら、対応してまいります。

<継続>

(4) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる「**下請け会社**」の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、「**下請け法**」や「**下請けガイドライン**」等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

【回答】

制度の周知徹底を図るとともに、監督行政機関と連携した取り組みを進めてまいります。

<継続>

(5) 非常時における事業継続計画 (BCP) について

事業継続計画 (BCP) 未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

【回答】

必要な施策について調査するとともに、中小企業に対し、BCP策定の啓発に努めてまいります。また、本町のBCPについても、策定に努めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて (★)

今年 3 月に策定した**地域医療構想**の実現に向けて、**地域医療構想調整会議**の協議や取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善すること。併せて、地域医療構想調整会議において保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民など、広範囲な意見を反映させること。

【回答】

南河内保健医療協議会や在宅医療懇話会などと常に情報共有を図りつつ、住民からの意見や要望は関係会議において広く反映させてまいります。

<継続>

(2) 予防医療の促進について

大阪府の健康寿命延伸プロジェクト事業において、第2次大阪府健康増進計画(H25～29)に掲げた数値目標が達成されるよう、健康増進・疾病予防に繋がる事業の取り組みを強化すること。併せて、多くの市民へ現状・課題を周知し、健康づくりへの意識向上に向けた啓発活動を強化すること。

【回答】

本町では、健康増進計画及び食育推進計画「健康たいし 21」を策定し生活習慣の多面的な改善に取り組んでいるところです。

また、健康マイレージ事業「たいしくんスマイル」も多数の参加者により、健康づくりへの意識付けを図る取り組みを継続してまいります。

<継続>

(3) 不育症の助成金制度について

特定不妊治療に係る初回助成費の増額や男性不妊治療への助成について、国の補正予算により拡大されたが、不育症については予算が確保されていない。相談窓口を設置するなどの対応だけでなく、医療保険適用外助成事業としての独自支援策を講じること。

※不育症治療費助成制度：高槻市、茨木市

【回答】

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の拡充について、大阪府町村長会を通じ、引き続き国・府に対し要望してまいります。独自支援策は、不妊治療を含め、今後の検討課題と考えています。

<継続>

(4) 介護労働者の処遇改善と人材の確保について

労働条件の不满による介護労働者の離職が発生しないよう処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性の向上および人材の定着を図ること。併せて、復職や新たな担い手を目指す人への支援制度を検討すること。

【回答】

生活支援サービスの担い手の養成研修等を本町第6期介護保険事業計画に位置付け、取り組んでいるところです。

介護労働者の処遇改善については、大阪府と連携し、適切に取り組んでまいります。

新年度から開始する介護予防・日常生活支援総合事業においても、処遇改善加算を実施し、処遇改善に取り組んでまいります。

<継続>

(5) 認知症行方不明者対策の強化にむけて

平成27年の認知症行方不明者が前年を上回り、3年連続で1万人を超えている。中でも、府内市町村において高齢者を見守るSOSネットワークが構築されているにもかかわらず、

大阪が最も多い状況にある。認知症患者の身元特定につながる情報を登録したQRコードを配布するなど、誰もが迅速に対応できるようなシステムを検討すること。併せて、**身元不明人台帳閲覧制度**が有効活用されるよう見直しを図ること。また、近隣県、特に奈良県・和歌山県にもSOSネットワークの連携を広げること。

【回答】

府内や他府県へは、大阪府を通じてネットワークを構築して対応しているところです。
「身元不明迷い人台帳」については、相談があった場合など必要な人や関係者に周知啓発してまいります。

(6) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

<継続>

① 障がい者への虐待防止・予防

平成24年10月1日の障害者虐待防止法施行以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が全国の中でも多く、中でも養護者による虐待が非常に多い。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。

【回答】

障がい者虐待の相談・通報・届け出を24時間対応できる体制により、早期発見・早期対応を目指すとともに、障がい者の緊急避難の場所として、一時保護を行えるよう他市町村と共同で居室を確保しているところです。

虐待を行った家族等への心のケアなどは、カウンセリングの利用や家族会への参加などで体制整備を検討してまいります。

<継続>

② 障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備

本年4月に施行された障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法を実効性あるものとするための障害者差別解消地域協議会が設置されたが、相談事例の収集や分析、情報交換などを行い、各相談窓口の対応できない事案に対して適切な機関に繋ぐなど、地域協議会の機能を十分に発揮すること。

【回答】

障害者差別の解消に関係する地域の様々な機関等により構成する地域協議会の設置について、検討してまいります。

(7) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて (★)

<継続>

① 全自治体の高位平準化

保育サービス等の事業量に対する取り組みを検証し、子どもや子育て家庭がおかれている環境や地域の実情を踏まえ、制度内容の改善と事業計画の適切な見直しを行うこと。

【回答】

本町では、昨年7月「子育て支援課」を設置し、子育て支援施策を担当する部局により「太子町子育て世代包括支援センター」を開設し、連携強化を図りながら“妊娠期から思春期まで切れ目なく支援”を行っているところです。

また、子育て支援事業につきましては、「太子町子ども・子育て支援事業計画」に基づき推進してまいります。

<継続>

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数には、認可外保育所を利用しながら待機している児童が含まれていない。潜在的な待機児童数についても明らかにし、適正な事業計画へ見直すこと。また、認可外保育所についても予算を理由に認可されていない市町村もあることから、保育の質が達成できる要件を満たせば認可できるよう予算を確保すること。併せて、保育士や幼稚園教諭等の労働条件と給与水準の確保や適正な配置を行うなど、職場環境の改善を行うこと。

【回答】

本町においては、私立保育所2園にて保育を行っており待機児童はない状況となっています。年度途中の入所等についてもスムーズに受入が出来るよう、保育士を確保できるよう保育所に事業費助成などを行っています。

<継続>

③病児・病後児保育の充実

子育て中の就業者が継続就業するためには、病児・病後児保育を充実させることが一つの改善策となっている。平成28年度より国庫補助要件が緩和されたことから、事業拡大に向けて取り組みを強化すること。特に、サービス業等に従事する世帯のために、休日保育を拡充すること。その際、病児・病後児保育ができるよう努めること。

【回答】

本町の「子ども・子育て支援事業計画」に位置づけていますが、地域的な施設不足などの課題もあり、現在のところ、病児・病後児保育は実施できておらず本町の検討課題であると認識しています。

<新規>

④「子ども・子育て会議」の労働者代表の参画について

仕事と生活の両立のためには子育て支援の充実が必要であり、労使の参画は不可欠である。国の「子ども・子育て会議」のメンバー構成と同様に、子育て当事者の参画に配慮した構成員による市町村版「子ども・子育て会議」の設置を行うこと。

【回答】

本町では、「太子町子ども・子育て会議条例」を制定し、平成25年7月1日から施行しています。今後は、他の市町村の動向を調査してまいります。

(8)子どもの貧困対策について

<新規>

①子どもの生活に関する実態調査

大阪府が実施した実態調査の結果については広く市民に周知し、必要な施策について議会や子ども政策に携わる公民の関係機関、専門家、NPO やボランティアなど幅広い団体・個人が政策提言できる「場」作りに取り組むこと。

【回答】

本町としましては、大阪府の実態調査の結果を参考に、太子町子ども・子育て会議や関係機関等の意見を聴きながら、大阪府子ども家庭センターと連携しながら取り組んでまいります。

<新規>

②子ども食堂

「子ども食堂」などをはじめとした子どもの居場所づくりが市民の自主的な活動として取り組まれているが、こうした活動を支える公的支援が殆どない。取り組みの自主性を損く、安定的な事業実施を支援する制度の創設を検討すること。

【回答】

福祉事務所を設置していない本町としましては、生活困窮者等の自立就労支援などに繋げるための事業として、大阪府(富田林子ども家庭センター)が行っている「はーと・ほっと相談室」との連携を図っているところです。

しかし本町だけでは限界があり、更に大阪府(富田林子ども家庭センター)との連携強化を図りながら、今後はハローワークや民間事業者など幅広く連携する必要があると考えています。

<新規>

③児童育成の健全化

本年10月より一部施行される改正児童福祉法で定められた市町村の責務として、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進すること。

【回答】

本町では、昨年7月に「太子町子育て世代包括支援センター」を開設し、子育て支援課を中心に、庁内に「子ども・子育て支援連携会議」を設置し、関係部署との連携強化を図っているところです。

児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者の支援としましては、太子町社会福祉協議会へ委託し子育て連携支援員を配置し、健全な家庭環境が図られるよう、また養育支援が必要な家庭には養育支援ヘルパーを派遣し家事・育児の支援を行っています。

一方、保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合は、大阪府(富田林子ども家庭センター)と連携しながら迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制・相談体制を強化した教育の質的向上にむけて

大阪府では、平成23年度に「少人数学級編制に係る研究報告」がされているが、**1・2年生以外にも対象学年を拡大している市町村**もある。子どもたちのさらなる学力向上・豊かな人格形成に向けた取り組みを検討すると共に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、教職員数を機械的に削除することがないよう大阪府に働きかけること。また、子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、教職員のみでは解決が困難である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。

【回答】

35人学級編成の効果は認識していますが、町独自予算で拡大することは困難であり、町村長会等を通じて引き続き国、府に要望してまいります。

SSWの配置については、各小中学校へ年間45回の配置をしています。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

今や大学生の2人に1人が利用している奨学金は社会問題となっている。日本学生支援機構の奨学金制度の無利子枠の拡大や延滞金の廃止などの改善を求めるとともに、給付型奨学金制度の創設を国に対して強く求めること。また、奨学金ローンを抱える市民の相談に応じられる体制を整備し、**地方創生枠奨学金**の導入などについて検討すること。併せて、地元企業に就職した場合、奨学金の返済支援制度導入等も検討すること。

【回答】

奨学金については、制度の拡充等図られるよう国、府に要望してまいります。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

連合大阪の労働相談において、働く上で必要な労働基準関係法令や使用者の責任などの知識がないことによる相談が後を絶たない。学校現場における労働教育のカリキュラム化を推進するとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「**きまえる研修**」など教育機関に広く周知し、有効活用できるよう取り組みを強化すること。

【回答】

児童・生徒が「働くことの意義」、「働く者の権利・義務」などについて、知識を深め活用できるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進してまいります。

<新規>

(4) 主権者を育てるために

18歳選挙権がスタートした。学校教育のみならず、平和で民主的な社会を形成する主権者の育成にむけた教育を進めること。各自治体においても、選挙管理委員会等で若者の投票

行動を促す手立てを講じること。加えて、自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育についても推進すること。

【回答】

小中学校における社会科や総合的な学習の時間等を活用し、教育基本法をはじめとする関係法令及び学習指導要領に基づいて主権者教育を進めてまいります。

<新規>

(5) 投票率向上の取組みの強化

投票行動は、主権者の国民が選挙に参加し、国民の意思を反映する最も重要な機会である。4月6日に成立した改正公職選挙法の主旨を踏まえ、投票行為を促す啓発行動や環境整備をこれまで以上に取り組むこと。特に、期日前投票の投票率は年々増加傾向にあり、今後投票率を向上させる施策として期日前投票のさらなる推進を図ること。そのうえで、駅や大型商業施設等への投票所の設置と時間の延長等、有権者の利便性を確保し、投票しやすい環境を整えること。

【回答】

本町でも期日前投票の投票率は増加しており、近年、期日前投票所において選挙システムを導入し円滑に投票していただけるよう取り組んでいるところです。

投票所の駐車場や公共交通の確保など、課題の解決に向け、今後とも調査研究し、投票率の向上に努めてまいります。

(6) 人権侵害等に関する取組み強化について

<継続>

① 女性に対する暴力の根絶

平成26年度の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について大阪は多い状況にある。この結果をふまえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する取組みの効果・検証を行うとともに、被害者の視点だけでなく、加害者への対策についても検討すること。

【回答】

本町では、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に「パープルリボン」のバッジを作成・配布し周知啓発を行っています。今後も女性に対する暴力の根絶に向け、被害の未然防止につながる対策強化について、近隣市町村の取組みを参考にし検討してまいります。

<継続>

② 差別的言動の解消

本年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとされていることから、対応を検討するとともに大阪府警と連携した取組みを構築すること。

【回答】

ヘイトスピーチ解消法の成立をうけ、「ヘイトスピーチを許さない」ということを積極的に啓発するとともに、地域での現状を把握し、相談体制の整備等、必要となる対応について検討し取り組んでまいります。

<継続>

(7)大阪人権博物館（リバティおおさか）の存続維持について

2013年度から、大阪府、大阪市からの補助金がともに廃止され、昨年7月には、大阪市より建物敷地の市有地明け渡しについて提訴されている。全国唯一の大阪におけるリバティおおさかの存在意義と社会的役割は非常に大きいですが、自主運営が極めて厳しい状況となっている。大阪府・大阪市に対して、これまでの歴史、経過を再考し、今後も存続できるよう働きかけること。

【回答】

本町では、大阪人権博物館を職員の人権研修の場として、また太子町人権協会でもフィールドワークの場として活用するなど住民の人権意識の向上に努めているところです。

今後とも、同和問題など人権意識の向上のため様々な機会を活用するとともに、近隣市町村の動向を注視し、対応してまいります。

<継続>

(8) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向け、各事業の市民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されないことがないよう健全性確保に向けた仕組みを構築すること。加えて、地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

【回答】

安定した行政サービスを継続的に実施していく為、引き続き健全財政に努めてまいります。

また、地方一般財源の確保については、町村会等を通じた要請を行うなど適切に対応してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 省エネ対策の推進について

<継続>

省エネ・低炭素社会の実現をめざし、環境に配慮した住宅や設備、製品に対する補助制度を充実させ、企業の環境対策や環境関連技術・事業への支援を強化すること。また、地域住民の環境意識を向上させるため、地域での「環境教育」の充実など啓発の取り組みを推進すること。

【回答】

節電や省エネ対策などの環境政策については、大阪府と連携して、推進してまいります。
また、本町では、町単独の補助制度の導入は困難と考えています。
今後とも国・府の動向に注視しながら、普及啓発の取り組みを推進してまいります。

(2) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化 (★)

<継続>

① 廃棄物減量と再資源化製品の活用促進


大阪府域でのごみ排出量は全国と比べても多く、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」で掲げた目標が早期に達成されるよう、各市町村は大阪府と連携し、ごみ排出量の大幅削減と再生利用率の向上に向けた効果的な施策を講じること。特に、ごみの分別回収の徹底による再資源化の推進、再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

【回答】

廃棄物対策については、国3R政策を基本に、大阪府及び関係市町村と連携し、引き続き取り組んでまいります。

<新規>

② 食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携


食品廃棄物の削減に向けて、などが実施する賞味期限間近の食品の有効活用の取り組みと、「子ども食堂」などの子どもの貧困対策や、災害発生時の避難所への食料提供などの災害対策など、各関連部局と連携・横断的な枠組みを構築し、食品活用・廃棄物削減に取り組むこと。また、食品廃棄物の削減などについて、学校現場のみならず、消費者である市民や、事業者に対する取り組みも含めて総合的に啓発の取り組みを実施すること。

【回答】

食品廃棄物対策については、大阪府及び府内市町村の動向を注視し、食品ロスの削減に向けた取り組み強化に努めてまいります。

<継続>

(3) 6次産業の推進と担い手の確保・育成

食料自給率の向上の観点からも「大阪産(もん)」農産物の消費拡大と、環境負荷低減の観点から「地産地消」の取り組みは大きな政策課題である。大阪府の「」と市町村との連携により、商品化された製品の効果的なプロモーションにも注力した取り組みを実施すること。また、6次産業化に資する担い手の確保策として、学校現場での農林水産業についての情報提供や現場体験などによる理解促進の取り組みなども積極的に行うこと。

【回答】

本町の地場産品の「ぶどう」や「みかん」において、大阪産の第6次産業化の推進に官民協働で取り組んでいるところです。今後も、担い手の育成において関係機関と連携を図り、取り組んでまいります。

<新規>

(4) 森林整備の拡充と木材利用促進

大阪府では2011年に「**大阪府木材利用基本方針**」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。各市町村では、43市町村中、21市町村での方針策定に止まっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

【回答】

本町においては平成25年3月に「太子町木材利用基本方針」を策定済みであり、今後も町が整備する公共建築物等において幅広く木材を利用し、木材産業の振興に資するよう取り組んでまいります。

<新規>

(5) 消費者政策の推進と消費者保護

消費者行政の組織体制の充実と機能強化をはかり、消費者被害の発生・拡大の防止に資する取り組みを行うこと。特に、増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うこと。また特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者を始めとする消費者の保護を行うこと。

【回答】

悪徳商法や特殊詐欺の対策については、普段からの消費者教育が有効と認識し、毎年タイムリーなテーマを厳選し、啓発講座の開催など広報を行っているところです。今後も、被害に遭いやすい高齢者などを対象とした取り組みを行ってまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 空き家対策の強化（★）

増加傾向にある空き家への対策について、火災や倒壊などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼすことのないよう、各市町村での**特定空き家**等に対する取り組みをさらに強化すること。また、空き家の利活用について、国（国土交通省）は来年度、民間の空き家を高齢者や低所得者向けの賃貸住宅として活用する制度の導入を検討している。各市町村でも、国の考え方や方針に沿い、効果的に住宅弱者のための空き家活用に結び付けられるよう、制度を検討し、必要な予算を確保のうえ、具体的な施策を実施すること。

【回答】

空き家対策については、実地調査やアンケートを行い、町内動向の把握に努め、今後の空き家対策に取り組んでいるところです。今後は、国の方針等を検討し、本町の現状に合った施策に取り組んでまいります。

(2) 交通施策の強化・充実にむけて

交通の~~シナジー効果~~(生活基盤最低保障基準)の観点から、市民生活の安全・安心を保障する地域の公共交通対策や、まちづくりと一体となった交通施策の推進のために、以下の3点について対策を講じること。

<継続>

① 交通基本計画」の策定と市町村との連携

~~交通政策基本法~~の「交通政策基本計画」に基づく、総合的な交通施策について定めた「交通基本計画」を策定し、大阪府や近隣市町村と連携した交通施策の実践を求める。また、「交通基本計画」策定にあたっては、審議会などの場での労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるよう委員会参画などの対応を行うこと。

【回答】

高齢者の生活に必要な公共交通の充実を図るなど、豊かな住民生活の実現、地域の活力の向上、大規模災害への対応などの交通に関する施策について、調査・検討を進め、国、府、交通関連事業者及び住民と連携し、施策を講じてまいります。

<継続>

②交通・運輸政策の専任者の人材育成

2013年12月に施行された交通政策基本法に基づいた施策の推進のため、特に各市町村を横断する公共交通路線や都市交通・まちづくりの課題などに精通する、持続性のある交通・運輸政策担当者の人材育成を行うこと。

【回答】

高齢者の生活に必要な公共交通の充実を図るなど、豊かな住民生活の実現、地域の活力の向上、大規模災害への対応など交通に関する施策について、調査・検討を進め、関係機関と連携し、人材育成に取り組んでまいります。

<新規>

③交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関(電車・バス等)のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置や維持管理費用に対する財政支援措置を行うこと。また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置を講じること。

【回答】

本町域には、鉄道駅が無いので、支援措置制度はありませんが、最寄駅のバリアフリー化と安全対策について働きかけをおこなってまいります。

< 継続 >

(3) 交通安全対策の強化について

大阪府内でも自転車に関係する事故は多発している。昨年改正された道路交通法の趣旨に基づき、自転車運転者に対する啓発の取り組みを一層拡大すること。特に、自転車運転中のスマートフォンの操作などの危険運転に対する取り締まりを強化すること。また、本年から施行されている「**大阪府自転車条例**」について、府民への周知・徹底を行うこと。

【回答】

自転車に関する改正道路交通法に関しては、広報等を利用し、自転車運転者に対する周知に努め、安全運転の推進に取り組んでいるところです。

また幼稚園、小・中学校に対しては、従前から警察とも連携を図り、交通安全教育の普及に取り組んできたところです。今後とも「**大阪府自転車条例**」をふまえ、自転車の適正利用をはじめ、交通安全対策について継続して取り組み強化を図ってまいります。

(4) 災害対策の強化 (★)

< 継続 >

① 社会インフラ対策の強化

社会インフラ対策の強化・充実、巨大地震が予測されるなかで重要な事業である。

「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、耐震化や津波対策などを行うこと。また、2015年3月策定の「**大阪府都市基盤施設長寿命化計画**」を効果的に実践していくこと。特に、老朽化した社会資本について、点検・診断・監視システムの**ICT**化をはかり、効率的な維持管理を行うこと。また、発災時に避難場所となる各市町村立学校の耐震化が速やかに完了すること。加えて、不特定多数の人が利用する民間施設などの耐震化についても、その取り組みが進むよう、財政的な支援施策を講じること。

【回答】

本町では、平成25年度にすべての町立小中学校の耐震化を完了しています。

また、その他の町が保有する施設についても、平成28年度末に策定される公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の計画的な維持管理や更新に努めてまいります。

< 継続 >

② 防災・減災対策の充実・徹底

平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどの活用も含め、住民への周知を徹底すること。また、市民や事業者を巻き込んだ防災訓練などの定期的な実施により、「顔の見える関係」を構築することで、地域の「**避難行動要支援者**」のための迅速な支援体制の確保など、災害時の助け合い・地

域防災力の向上につなげる工夫を行うこと。さらに、各市町村での避難行動要支援者の名簿作成を早期に完了すること。

【回答】

避難準備情報の名称変更や土砂災害警戒区域の修正、大阪府による洪水リスクの見直しなどに対応し、平成 29 年度に防災ガイドマップの修正及び配布を行う予定です。また避難所運営や避難勧告等判断・伝達等に関する各種マニュアルの策定を順次行っており、避難行動対策を進めているところです。

平成 28 年度は住民参加のもと町総合防災訓練を実施し、自主防災組織による地域の防災訓練については、引き続き積極的に推進し、地域の防災力向上に取り組んでまいります。

避難行動要支援者支援計画及び名簿作成を完了し、今後その活用について検討を行いながら、着実な避難体制の整備に取り組んでまいります。

<継続>

③集中豪雨など風水害の被害防止対策

日本各地で多発する土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。また、斜面の崩壊や堤防決壊などを防ぐ工事などに早期に着手・完了すること。加えて、災害発生リスクの高いエリアに居住する住民の避難行動を支援する取り組みを実施すること。さらに、総合的な治水対策の観点から、治水施設の整備を行い、水害発生を想定した万全の備えを行うこと。

【回答】

土砂災害危険区域、洪水による浸水区域等について、平成 29 年度に防災ガイドマップ（ハザードマップ）の修正・配布を行い、住民への周知を図ってまいります。

治水対策工事等については、状況を踏まえ、検討してまいります。

<継続>

(5)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査により、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為の発生件数は増加傾向にあるとされている。これら暴力行為の防止対策として、市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う対策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への支援措置を講じること。

【回答】

防犯委員や警察等と協力し、駅前やスーパーマーケットでの犯罪防止キャンペーンを行い、住民に対する広報・啓発を実施しているところであり、今後とも犯罪抑止の観点から対策強化を図ってまいります。

鉄道駅が本町域には無いため、支援措置制度創設の予定はありません。

